	プラスチック袋	1kg	25kg	50kg	2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2	25kg	50kg	3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，複合容器

㈱　容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y457」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器				
	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
3241	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	5kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
	プラスチック製容器	0.5kg			
	プラスチック袋	0.5kg			

㈱１）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
２）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
３）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「458」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3270	1kg	15kg	1B2，1G，1N2，1H2，1A2，3B2，3H2，3A2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2

㈱　容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y458」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
3270	1kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱１）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
２）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
３）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「459」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器					
	内装容器	内装容器当たりの許容量又は許容質量		包装物当たりの許容量又は許容質量		外装容器
		旅客機	旅客機以外の航空機	旅客機	旅客機以外の航空機	
液体						1D，1G，1H2，3H2，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2
3223	プラスチック製容器	0.5ℓ	1ℓ	5ℓ	10ℓ	
3225	プラスチック製容器	0.5ℓ	1ℓ	5ℓ	10ℓ	
3227	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
3229	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
固体						
3224	プラスチック製容器	0.5kg	1kg	5kg	10kg	
3226	プラスチック製容器	0.5kg	1kg	5kg	10kg	
3228	プラスチック製容器	1kg	2.5kg	10kg	25kg	
3230	プラスチック製容器	1kg	2.5kg	10kg	25kg	

㈱１）可燃性を有しない緩衝材を詰めること。
２）容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「462」及び「463」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容容量	外装容器	包装物当たりの許容容量	容器の種類
462	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2	—	—
		プラスチック製容器	1ℓ				
		金属製容器	1ℓ				
463	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ		5ℓ	1A1，1B1，1H1，1N1，3A1，3B1，3H1，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	2.5ℓ				
		金属製容器	5ℓ				

㈱１）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
２）等級が３の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。